

青森県報

号外第七十三号

平成十三年七月三十一日(火曜日)

目次

規則

- 市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額等の算定方法に関する規則の一部を改正する規則……………(市興町課) ……一
- 市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額の算定に用いる市町村たばこ税増収見込額の算定方法に関する規則の一部を改正する規則……………(同) ……一

規則

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額等の算定方法に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年七月三十一日

青森県知事 木村守男

青森県規則第七十二号

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額等の算定方法に関する規則の一部を改正する規則

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額等の算定方法に関する規則(昭和四十九年十二月青森県規則第八十九号)の一部を

次のように改正する。

- 第一条中「市町村民税の所得割、」を削る。
- 第二条を削り、第一条の二を第二条とする。
- 第三条中「1.9871×0.999462510」を「1.9874×0.999168547」と、「1.0158」を「1.0120」に改める。
- 第四条中「0.998465655」を「0.999921595」と、「0.995」を「1.046」に改める。
- 附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。
- 別表一及び別表二を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額等の算定方法に関する規則の規定は、平成十三年度分の普通交付税から適用する。

市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額の算定に用いる市町村たばこ税増収見込額の算定方法に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年七月三十一日

青森県知事 木村守男

青森県規則第七十三号

市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額の算定に用いる市町村たばこ税増収見込額の算定方法に関する規則の一部を改正する規則

市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額の算定に用いる市町村たばこ税増収

見込額の算定方法に関する規則(平成十一年七月青森県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「0.999460638」を「0.999169674」に、「1.0157」を「1.0119」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額の算定に用いる市町村たばこ増収見込額の算定方法に関する規則の規定は、平成十三年度分の地方特例交付金から適用する。

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	-------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚三付十七円八十五銭